

健臓発0331第1号

平成23年3月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への
移行に伴う臓器移植及び造血幹細胞移植における対応の変更について

移植医療の推進につきましては、日頃より御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、これまで「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）への対応について」（平成21年4月30日健臓発第0430001号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）（以下「平成21年4月室長通知」という。）及び「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型インフルエンザへの対応について」（平成21年5月13日健臓発第0513001号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）（以下「平成21年5月室長通知」という。）により対応をお願いしてきたところです。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成23年3月31日をもって、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表を行うとともに、別紙のとおり「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について」（平成23年3月31日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡（別添2は省略））により、これまでに発出した新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る事務連絡の取扱い等が変更されたところです。

これに伴い、平成23年3月31日をもって平成21年4月室長通知及び平成21年5月室長通知を廃止としますので、御了知いただくとともに、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、関係機関への周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知は各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長、社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、日本移植学会理事長、社団法人日本医師会常任理事、日本内科学会理事長、各眼球あっせん機関の長、日本角膜移植学会理事長、日本角膜学会理事長、財団法人骨髄移植推進財団理事長、日本さい帯血バンクネットワーク会長及び日本造血細胞移植学会理事長に送付していることを申し添えます。

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 31 日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕

衛生主管部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表（別添 1）を行いましたのでご連絡いたします。

また、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（事前の情報提供）」（平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）でご連絡した通り、厚生労働省としては、平成 23 年 4 月 1 日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することといたしますので、住民への広報において混乱なきようご対応をお願いいたします。

上記公表に伴い、これまでに発出した今般の新型インフルエンザに係る事務連絡の取扱いについては、下記の通りといたしますのでご確認をお願いいたします。

記

1. 事務連絡の取扱いについて

- (1) 今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）に関して、平成 21 年 4 月 28 日から平成 23 年 3 月 30 日の間に「厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局」より発出された事務連絡については、廃止とする。
- (2) ただし、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順について」（平成 21 年 7 月 9 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）については、別添 2 のとおり、引き続き有効である。

2. サーベイランスについて

平成 23 年 4 月 1 日以降のサーベイランス体制につきましては、別途、「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日付け健感発 0331 第 1 号健康局結核感染症課長通知）において示しておりますので、参照されたい。

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る 季節性インフルエンザ対策への移行について

【今シーズンの状況と季節性インフルエンザ対策への移行について】

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、昨年3月31日に、最初の流行（いわゆる「第一波」）は沈静化したとの発表をいたしました。その後も、再流行の可能性は続いていることなどを踏まえ、引き続き、重症患者増加の可能性等を踏まえた医療体制の構築や、感染予防の呼びかけ等に努めるとともに、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種事業やサーベイランスを継続して実施し、その流行状況等を注視してまいりました。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の今シーズン（2010/2011 シーズン）の流行状況については、12月半ばに流行入りした後、1月末には流行のピークを迎え、現在は流行がほぼ治まった状況となっております。今シーズンの流行状況を注視してきたところ、お亡くなりになった方や重症患者の方が昨シーズンに比べて高い年齢層に移ってきているほか、新型インフルエンザ（A/H1N1）のウイルスに加え、A 香港型や B 型のウイルスも検出されているなど、季節性インフルエンザと異なる大きな流行等の特別の事情は確認されませんでした。

このような状況を踏まえ、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の2第3項の規定に基づき、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなったことを公表いたします。これにより、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、通常の季節性インフルエンザとして取扱い、その対策も通常のインフルエンザ対策に移行します。また、明日4月1日以降、その名称については、「インフルエンザ（エイチイチエヌイチ H 1 N 1 ニセンキュウ）2009」とすることといたしました。

これまでの間、医療機関や都道府県・市町村のご担当者の皆様をはじめ、多くの関係者や国民の皆様のご理解・ご協力のもと、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策に取り組んでまいりました。医療現場で献身的にご努力いただいた医療関係者の皆様や、手洗い・咳エチケットなど日常的な感染防止に取り組んでいただいた国民の皆様方をはじめ、多くの方々に、改めて感謝を申し上げます。

【今後に向けて】

厚生労働省における新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、これまで、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部における体制強化のもと取り組んでまいりましたが、新型インフルエンザ（A/H1N1）について、省全体で緊急的かつ総合的に対処すべき事態は終息したことから、通常のインフルエンザ対策として対応する体制に移行することといたします。

本日をもって、通常の季節性インフルエンザ対策に移行することになりますが、新型インフルエンザはいつ発生するか分からず、常にこれに備えておく必要があります。このため、政府では、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験等を踏まえ、新型インフルエンザ対策行動計画の見直しに引き続き取り組んでいくこととしています。

また、季節性インフルエンザは、毎年冬に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つであり、今後とも、感染予防や医療の確保が重要です。国民の皆様におかれては、日頃から、手洗い、咳エチケットなど感染防止への取組に努めていただきますようお願い申し上げます。厚生労働省としては、サーベイランス体制を強化して、インフルエンザの発生・流行状況を注視し、関係者の皆様に正確な情報を迅速にお伝えするほか、インフルエンザ対策についての普及啓発等に引き続き取り組んでまいります。

今後とも、医療関係者、都道府県・市町村、国民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

平成23年3月31日
厚生労働大臣 細川 律夫